

保護者のみなさまへ

長畝小学校長
山本 一郎

新型コロナウイルス感染症予防対策のお願い

新春の候保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。3月より、県内でも新型コロナウイルス感染症患者が発生・増加し、感染の拡大が心配されています。学校は5月6日まで臨時休業となりましたが、学校が再開される際には、以下のようにご協力をお願いします。

1 毎朝、健康観察および検温をお願いします。

毎朝、健康観察および検温をして、健康観察カードをれんらく帳の表紙の裏にはり、記入してください。37℃以上の熱や風邪様症状がある場合は、登校を控え家庭で様子を見てください。医療機関を受診された場合は、結果を学校までお知らせください。

2 マスクを着用して登校させてください。

マスクを購入できない場合は、裏面の「簡単手作りマスクの作り方」を参考にするなど、手作りマスクを作成していただきますようお願いします。
どうしても用意できない場合は、連絡帳でお知らせください。

3 ハンカチを持たせてください。

手洗いのときないと困ります。ハンカチの貸し借りはしないよう指導しています。

4 お茶を持たせてください。(飲用およびうがい用)

学校では、机の感覚をできるだけ広く取り、休み時間ごとの教室の換気、お茶でのうがいやこまめな石けんでの手洗い指導、校内の消毒等により、感染予防対策を行っていきます。

もし登校後に発熱や風邪様症状が出てきた場合には、保護者の方のお迎えをお願いすることになりますので、自宅で休養させ様子を見てください。

ご家庭においては、感染拡大の危険があるこの時期は、人混みへの外出を避け、やむをえず外出する場合にはマスクを着用し、帰宅後には手洗い・うがいをするなど、感染予防に努めていただくようお願いいたします。

- ★ 新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、治癒するまで出席停止となります。
- ★ 児童が感染者の濃厚接触者と特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算し、2週間の出席停止となります。
- ★ 発熱等のかぜの症状がみられる場合は自宅で休養してください。(出席停止と同じ扱いになります。)
- ★ 基礎疾患があり重症化のリスクが高い児童生徒については、主治医に相談のうえ、登校の判断をしてください。登校すべきでない判断された場合は出席停止となります。

～ 文部科学省 学校再開における対応(3月26日時点)より～

- ◆ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合(基礎疾患がある児童生徒は2日程度続く場合)は、直接医療機関を受診せず、まず保健所にご相談ください。

坂井保健所 ☎0776-73-0600 → 紹介された医療機関を受診

※休日や夜間は携帯電話番号がアナウンスされます。

→ → 裏面あります

しんがた 新型コロナウイルスで気をつけること

○3つの条件が重なる場所は避けましょう

①換気が悪い ②たくさんの人が集まる ③近くで話したり大声を出す

このような場所は、みんながウイルスに感染してしまう可能性があります。教室などでは、窓を開けてこまめに空気を入れ替えることや、一か所に集まらないこと、近寄っておしゃべりしないことに気をつけましょう。

○よく手を洗ったりマスクをつけたりしましょう

いろいろなところにウイルスがついているかもしれません。外から教室に入るときや給食の前など、こまめに石けんで手をよく洗いましょう。洗ったあとに手をふくためのタオルやハンカチは必ず自分のものを持つようにして、友達のものと一緒に使うことはやめましょう。

先生がマスクを外してもよいと言うまでは、マスクをつけておきましょう。休み時間などに友達とおしゃべりするときは必ずつけるようにしましょう。

○規則正しい生活を心がけましょう

ウイルスから体を守るため、十分な睡眠や適度な運動、栄養バランスの取れた食事を心がけましょう。

○学校の外での活動も気をつけましょう

塾やスポーツ活動をしていて、熱がでたり咳がでたりするなど風邪の症状があるときは参加しないようにするなど、十分に気をつけましょう。

○感染した人などへの悪口や差別は絶対やめましょう

誰もが感染する可能性がある病気です。間違った情報に基づいた差別や偏見、いじめなどがあってはいけません。感染した人とその家族、治療をしているお医者さんやその家族などを差別することは絶対やめましょう。つらい時こそみんなではげあ励まし合いましょう。

☆いじめなどがあつたときに相談するところ

24時間電話相談 0776-51-0511 または 0120-0-78310 (全国共通)

県総合教育研究所 教育相談センター 0776-58-2180 平日 8:30~17:15

県嶺南教育事務所 教育相談室 0770-56-1310 平日 8:30~17:15